

総第32号 安八町合併70周年記念式典等企画運営業務仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、安八町（以下「甲」という。）が事業者（以下「乙」という。）に委託して実施する安八町合併70周年記念式典等企画運営業務（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2. 業務名称

安八町合併70周年記念式典等企画運営業務

3. 履行期間

契約日から令和8年3月31日

4. 業務目的

安八町は、昭和30年に結村、名森村、牧村の3村が合併し、令和7年には、合併から70年を迎えた。この節目となる機会を捉え、町民と協働による記念事業を実施し、これまでの本町を築き上げた方々へ敬意を表し、その功績をこれからのまちづくりを担う次世代への継承につなげる契機となるよう、安八町合併70周年記念式典（以下、「式典」という。）を挙げる。

5. 式典の概要(予定)

式典は2部構成で実施し、日程、会場等は次のとおりとする。

(1) 日程 令和7年11月1日（土） 13時30分から16時00分

①第1部 オープニング・表彰式 1時間程度

（町長・議長挨拶、功労者表彰、紹介・メッセージ動画等）

②第2部 アトラクション 1時間程度

（コンサート※内容は甲の指示による）

(2) 会場 安八町中央公民館

(3) 対象 来賓200人・一般500人

※第1部における表彰者30名程度、その他来賓等170名程度を招待予定。

6. 成果物の検査・納品

本業務の成果物については、その内容について作成前に甲と協議を行い、甲の検査を受けた後、甲が指定する日時までに納品するものとする。

7. 貸与物

甲が保有する資料、備品（消毒液等の消耗品を含む）、又は会場備え付けの機材について、業務遂行上必要であれば無償で乙に貸与するものとする。甲より貸与された貸与

物及び成果物については、乙は破損、紛失のないよう取扱いに十分注意するものとし、本業務の完了後、速やかに借用したものを甲に返却しなければならない。なお、貸与を必要とする備品、機材がある場合安八町中央公民館に直接確認すること。

8. 秘密の遵守

乙は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、甲の許可なく他に公表又は貸与してはならない。また、本業務において知り得た未公開情報を、甲の許可なく他に漏らしてはならない。

9. 著作権の帰属

乙は、本業務にかかる成果物の著作権を甲に譲渡するものとする。ただし、写真等の素材については、乙及び他に著作権を有している者がいるときは、甲への譲渡はないものとする。

10. 業務概要

本業務の概要は次のとおりである。

- (1) 本業務に係る計画・準備・運営
- (2) 式典の企画・実施
- (3) 安八町の紹介・振り返り映像制作（3分程度）
- (4) 町ゆかりの方からメッセージ動画（3分～5分程度）
- (5) 式典プログラムの作成及びデータ受け渡し
- (6) 式典に関する広報宣伝
- (7) 事業の取りまとめ、事業実施報告書の作成
- (8) 記念イベントへの協力、サポート
- (9) 打合せ協議

11. 業務の詳細

業務の詳細は、次のとおりである。

- (1) 本業務に係る計画・準備・運営
 - ① 乙は、本業務における目的を十分把握した上、業務実施に当たっての実施内容及び作業工程を示した業務実施計画書を作成し、甲の承認を得るものとする。
 - ② 乙は、前号で作成した業務実施計画書に基づき、本業務実施に必要な準備を行ない、全体のスケジュールを管理する。
- (2) 式典の企画・実施

乙は、次の要件を満たす式典を企画・実施する。

 - ① 式典は、第1部、第2部共に、適切な運営、効果的な演出を行うこと。
 - ② 式典の進行台本、会場レイアウト、その他必要に応じてマニュアル等を作成すること。
 - ③ 第2部に予定しているアトラクションの内容、出演者等については、出演者及び甲と協議の上、決定する。アトラクションは、多くの方に参加いただける内

容とし、参加者の心に残るような印象的な演出・構成を企画し、最後まで楽しんでいただけるよう工夫を行うこと。

- ④式典当日の参加者受付、会場整理等、円滑な会場運営を行う。
- ⑤運営に必要な人員の手配、機材・備品の手配を行い、会場演出・設営、式典の進行管理を行う。なお、現時点で予定している人員、装飾の一部は次のとおり。

ア. 手話通訳の手配

第1部は必須とし、第2部は必要に応じて手配

イ. ステージタイトル看板等の作成費

紙製のものをホール備えの木枠に貼り付けることも可能。

- ⑥備品使用料、機材運搬費、看板代、広告宣伝費、アトラクション、記念品の選定等、運営に係る一切を委託費に含む。なお、甲にて支払いを予定している経費の一部は次のとおり。

ア. 第1部の表彰式に係る記念品代

イ. 来賓、来場者記念品代

ウ. 案内文書発送に係る経費

エ. 会場使用料

オ. コンサート費用（出演料のみ、会場設営・音響等を除く）

- (3) 安八町の紹介・振り返り映像制作（3分程度）

安八町の70周年の振り返りと、これからの安八町をイメージした動画を制作し、式典にて放映すること。

- (4) 町ゆかりの方からメッセージ動画（3分～5分程度）

安八町ゆかりの方々からのメッセージ動画を制作し、式典にて放映すること。

対象者は、甲と協議し、決定すること。

- (5) 式典プログラムの作成及びデータ受け渡し

式典の際に参加者に配布するプログラムを作成する。プログラムには式典の概要や、当日の進行等を記載すること。

1) 規格：A3二つ折り 両面カラー刷

2) 部数：800部

- (6) 式典に関する広報宣伝

本事業を行うに当たり、式典に多くの方が参加いただけるよう、周知・広報を行う。手段はチラシ及びポスターの作成を必須とし、その他必要に応じて、甲と協議し、決定する。

- ①式典広報用のチラシの作成及びデータの受け渡し

1) 規格：A4判 両面カラー

2) 部数：5,500部

- ②式典広報用のポスターの作成（デザインはチラシと同様）

1) 規格：B2判 片面カラー

2) 部数：100部

- (7) 事業の取りまとめ、事業実施報告書の作成

本業務の作業内容を取りまとめ、事業実施報告書を作成する。

①写真・録音等による式典の記録

式典での発言等を録音するとともに記録写真を撮影し、式典の概要を作成して全体の事業実施報告書の中にも含める。式典の概要は、本業務の趣旨及び内容が十分に理解できるものとする。

②事業実施報告書作成業務

事業実施報告書はデータ及び紙ベースで1部での提出とする。

(8) 事前イベントへの協力など、記念式典にかかわる事業へのサポート

令和7年度中に甲が実施する記念事業について、実行委員会への参加や運営のサポートを行うこと。

(9) 打合せ協議

本業務を遂行するに当たり、甲と乙は、必要に応じて協議を実施する。

12. 成果品の作成部数

本業務における成果品の作成部数は次のとおりとする。

(1) 広報用チラシ	5,500部
(2) 広報用ポスター (B2サイズ)	100部
(3) 式典プログラム	800部
(4) 動画データ	一式
(5) 看板類	一式
(6) 事業実施報告書	1部

13. 成果品の納入場所

本業務の成果品の納入場所は、甲が指定する場所とする。

14. 第三者への再委託について

乙は、広報に係る業務を除いて本業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

15. 損害の賠償

本業務の違反又は乙の故意・過失により、甲又は第三者が損害を被った場合、乙はその賠償の責任を負うものとする。

16. 個人情報の取り扱い

本業務遂行に必要な個人情報の取り扱いに当たって、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下、「個人情報保護法」という。）の各規定を遵守し、次のとおり適切に管理すること。

(1) 招待者の取りまとめ、入場整理等、業務上必要な目的で本件個人情報を取り扱うものとし、他の目的で取り扱ってはならない。

(2) 本件個人情報の取り扱いに当たっては、漏洩、滅失又は毀損の防止等、安全管理

のために必要かつ適切な措置を講ずる。

(3) 本件個人情報の取り扱いについて第三者から苦情を申し立てられたとき、又は本件個人情報の漏洩等の事故が発生したときは、その事実を直ちに相手方に連絡するとともに、処理の経過および結果を速やかに報告する。

(4) 式典終了後、本件個人情報を利用する必要がなくなったときは、遅滞なく廃棄する。

(5) 本件個人情報の取り扱いの全部又は一部を第三者に対し再委託することはできない。

17. その他遵守事項

(1) 自然災害等のやむを得ない事象により、事業の一部又は全部が実施できない場合は、委託者と受託者とが協議の上、契約の変更をする場合がある。

(2) 乙は、甲及び関係者と十分な協議を行いながら本業務を進めることとし、契約書及び仕様書に定めのない事項、又は内容に疑義が生じた場合は、甲との協議により決定するものとする。